

【定額減税の適用状況の確認方法について(特別徴収)】

所得

給与収入

給与所得

その他の所得計

主たる給与

営業所得

不動産所得

雑所得

課税標準

山林所得

分離短期譲渡

分離株主の所得

先物取引

総所得③

山林所得

分離短期譲渡

分離株主の所得

先物取引

雑損

医療費

社会保険料

生命保険料

地震保険料

配偶者特別控除

所得控除合計②

控除外額は定額減税額のうち、所得割額から控除しきれない額です。控除外額は調整給付の対象となります。

定額減税により控除した額です。

減税控除済額 ●●円 控除外額 ●●円

個人市県民税の定額減税額は減税控除済額と控除外額の合計となります。

税額

税額控除前所得割額④

税額控除額⑤

所得割額⑥

均等割額⑦

税額控除前所得割額④

税額控除額⑤

所得割額⑥

均等割額⑦

森林環境税額⑧

特別徴収税額⑨

控除不足額⑩

既充当・既委託納付額⑪

既納付額⑫

差引納付額⑬＝⑨－⑩－⑪⑫

変更前税額⑬

増減

月割額

6月分

7月分

8月分

9月分

10月分

11月分

12月分

1月分

2月分

3月分

4月分

5月分

「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額、個人住民税減税控除済額の合算額を記載しています。

「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額を記載しています。

(お問合せ先)
伊丹市 市民税課
TEL (072)784-8022
FAX (072)784-8029

令和6年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

指定番号

受給者番号

宛名番号

氏名

住所

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に伊丹市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に伊丹市を被告として提起することができます。
なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消しの訴えを提起することができます。

こちらからゆっくり開いてください。▶

定額減税により控除した額
(減税控除済額)は税額控除額⑤に含まれています。

令和6年6月分の給与天引きを行わず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。